

### 高市政権の 「責任ある積極財政」 の問題点

公正な税制を求める市民連絡会 共同代表弁護士 宇都宮 健児



高市早苗首相は10月24日に行った所信表明演説で「強い経済を構築するため、『責任ある積極財政』の考え方の下、戦略的に財政出動を行う」と述べ、安倍晋三元首相の経済財政政策「アベノミクス」を継承する立場を鮮明にした。

日本経済は長期間にわたって労働者の実質賃金が上がらず、経済も低迷してきたため「失われた30年」と呼ばれている。「失われた30年」のうち、7年8カ月は、2012年12月に発足した第2次安倍政権下で打ち出された「アベノミクス」と呼ばれる経済財政政策が行われた期間である。しかしながら、アベノミクスによっても経済の低迷は打開できず、かえって貧困と格差を拡大させ現在に至っているのであるから、アベノミクスは失敗した経済政策だったと言える。

また、アベノミクスは、「大胆な金融政策」「積極的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」の「3本の矢」による経済政策を展開してきたが、日本経済の低迷を打開できなかつたばかりか、現在の円安、物価高の原因をつくった政策でもある。アベノミクスの「大胆な金融政策」による金融緩和で、大量の国債を発行するとともに低金利政策がとられてきた。大量の国債発行と日本と海外の金利差の拡大は円安の要因となっている。そして、アベノミクス以後も国債発行に依存した積極財政が慢性化し、国債発行残高は今年度末には1129兆円になると言われている。第2次安倍政権が誕生する直前の2012年11月半ばまでは1ドル70円台であったが、高市政権誕生後の現

在では1ドル155円台で推移している。

12月8日に国会に提出された2025年度補正予算案は、一般会計歳出総額は18兆3034億円で、コロナ禍対策などに巨費を投じた2020～22年度を除き、過去最大規模となっている。財源のうちの6割超の11兆6960億円は新規国債を発行して賄われることになっている。一般会計歳出総額に加え、ガソリンの暫定税率廃止といった大型減税を含めると総額21兆3千億円の総合経済対策となる。

高市政権の総合経済政策が発表されると、市場では株価は高騰する一方で、財政悪化の懸念から円安が進み、債券市場では国債が売られ長期金利は1.9%に上昇（債券価格の下落）し、2007年7月以来の18年ぶりの高水準となっている。高市政権の総合経済対策の中心は物価高対策であるが、財源の裏付けのない「積極財政」は円安を進め、円安が進めば食料品やエネルギーなどの輸入物価が上昇しさらなる物価高騰を招くことになる。

通常のインフレ・物価対策は、日銀による政策金利の引き上げであるが、政策金利を引き上げると国債の利払い費が増えるので簡単には大幅な政策金利の引き上げができない状態になっているのである。

高市政権が打ち出している「責任ある積極財政」は、このままではますます円安・物価高を招き、「無責任な積極財政」になる危険性が大きいと言わねばならない。

# 富裕税を制定する政府を つくりましょう！

弁護士・青山学院大学名誉教授 三木 義一



「富裕税入門」出版記念集会

今年9月28日に東京四谷の日司連ホールで『「富裕税入門」出版記念集会』が行われ、この本の執筆者等（醍醐、宇都宮、近藤、合田、成田）がそれぞれの立場から富裕税の必要性をかたり、参加者と熱き議論を戦わせた。

そもそも「減税」を望む嵐が吹き荒れている最中にこのような「増税」を議論すること自体意味があるのである。なぜなら、「減税」を求めている人たちは経済的弱者の負担減を求めていたのであり、それを実現するためには、実は、富裕層への適切な増税と税制における累進化が必要不可欠だからである。

この集会でも、今回の提言の中核をなしている醍醐氏の「富裕税」の具体的な内容に関心が集まつたが、本紙の読者にもその概要を簡単に紹介しておこう。

## 醍醐提言の中身

著者はまず、日本が直面する深刻な財政需要を指摘します。

- ・**社会保障の逼迫：**高齢化に対応する介護費用や、生活保護の需要が充足されていない。特に生活保護では、新宿区の例で申請率が10%台と極端に低く、窓口が実質的に申請を抑制している

「政策的な過少」状態を指摘している。介護業界も人材難と報酬削減で倒産が過去最多である。

- ・**子育て支援の不足：**学童保育は待機児童に加え、施設が「すし詰め」状態であること、職員の6割以上がワーキングプア（年収200万円未満）であることなど、質と待遇の両面で問題を抱えている。
- ・**財政の現状：**1990年度以降、歳出は1.8倍になったが、税収は1.2倍にとどまり、差額は国債増発で賄われてきました。その結果、国債費（利払い・償還費）が消費税収を超える規模になっている。

筆者は、政府・日銀のバランスシートを統合すれば債務は消えるとする「国債増発無害論」を「大きな誤り」と批判し、2034年度には税収の45%が国債費で消えると試算している。

## 富裕税を支持する根拠

著者は、所得税や消費税ではこの財源不足と格差を是正できないという。消費税は全世代で著しく逆進的であり、所得税も「1億円の壁」に象徴されるように、金融所得への分離軽課税（一律20%）によって、高所得層ほど負担率が下がる逆進性を抱えている。

著者が富裕税を提言する最大の理由は、所得格差を「桁違いに凌駕する」資産格差の存在である。私案として、基礎控除（3,000万～4,000万円）を設けた上で、純資産に対し累進税率（A案：2～3%）をかけることで、約8.7兆円の税収が確保できると試算している。

## 「特恵」への課税という論理

富裕税は「財産権の侵害」だという批判に対し、著者は憲法の「公共の福祉」に基づき反論する。富裕層の富は単なる努力の結果ではなく、国家が与えた「特恵(Privilege)」によってもたらされたと考えるのである。これはルソーやアダム・スミスが指摘した「国家は富者の財産を保護するために存在する」という応益説の再解釈といえそうである。

著者が指摘する「特恵」は以下の通りです。

- 1. 税制上の特恵:** 高所得層ほど恩恵の大きい金融所得への分離軽課税。
- 2. 固定資産税の逆進性:** 富裕層ほど固定資産税の対収入比負担率が低いという逆進的な実態。
- 3. インフラ整備の「外部効果」:** 「晴海フラッグ」の例のように、公的資金によるインフラ整備が富裕層の不動産価値を高騰させ、その利益を彼らが享受していること。
- 4. 相続税の抜け穴:** 富裕層に有利な暦年贈与や各種特例により、相続税が富の再分配機能を果たしていないこと。

著者は、富裕税とはこれら「特恵」によって得た富を社会に還元させ、教育における「機会の格差」は正などに充てるために不可欠な税であると結論づけているのである。

## 三木のコメント

醍醐氏の指摘はいずれも的をえている（相続税については基礎控除を引き上げる必要性があるとは考えるが）。

読者の皆さんには、富裕税などが課されたら、やはり富裕層も大変なのではと推測すると思われるが、今日本で一番平均総所得額等が高い税務署は、どこで、申告納税者の平均所得金額等はいくらだと思いますか？まず、申告者の平均所得金額が低いところから紹介していきましょう。

壱岐 1, 996千円

安芸 2, 066千円

湯沢 2, 090千円

地方はこのように200万円台が圧倒的に多い。

他方でトップ10はすべて東京の税務署である。東京以外は芦屋が11位という有様で、完全に一極集中になっている。その中でもダントツに多いのが麻布税務署である。

麻布 35, 752千円

麹町 16, 165千円

渋谷 15, 889千円

芝 14, 783千円

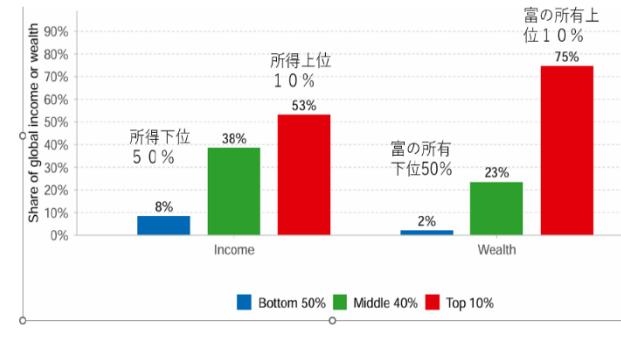
京橋 10, 518千円

玉川 10, 004千円

何と、3500万円の平均総所得金額である。もちろん、事業所得ではなく、金融所得に比重が極めて高い。事業所得200万円の地方と金融所得3500万円の都心との違いをどう見るべきなのか？

この格差を税を通じて、少し丸めて、一億総中流といえる分厚い中間層のいる社会を目指していくべきではないだろうか。

## 所得と富の不平等



World Inequality Lab "World Inequality Report 2026"

アメリカは、1980年代からレーガン・サッチャー税制に入り、資本主義社会の格差を税を通じてさらに広げる社会になってしまい、その結果、トランプ大統領という惨めな男を大統領にしてしまっている。日本も、一国のリーダーにしては危なすぎる人を、誰が入っているかわからない自民党員の票で選んでしまい、今後の政治が不安視されている。税制は所詮、政治の産物。税制を良くするには、結局、政権交代しかない、と思います。

読者の多くが、政治に挫折されずに、良い政権の実現をさらに目指して欲しいと後期高齢者の私は願うのであります。

# なぜ富裕税なのか？

## －現代的応益説を敷衍した論証－

東京大学名誉教授

醍醐 聰



### 嫌税・国債ポピュリズムの危険な罠

2025年7月の参議院選挙以降、わが国では嫌税意識が広がり、それに阿るかのように各党は国民に負担減をもたらす政策（課税最低限の引き上げ、ガソリン税の暫定税率の廃止など）を競い合っています。物価高に苦しむ家計の実態からみれば、それぞれ、もっともです。

しかし、諸々の財政需要を俯瞰して、実需といえるのかどうか、それを満たすのに今の歳入規模で足りるのかどうかという検証を抜きにして、個々の負担減や防衛予算の増額が補正予算で積み上げられ、それに要する財源を税収の上振れ分や名ばかりの歳出改革で糊塗しようとする各党の姿は、国の財政に責任を負う立法府の使命から外れています。

各地で陥没事故を起こしている老朽化した下水道管の点検と更改、政府が掲げる子育て支援、ケア労働従事者の処遇改善と人材確保、生活困窮者が窓口に出向いても「水際作戦」で申請にたどり着けない生活保護の需要抑制。こうした国民の命と生活に関わる財政支出の貧困を考えると、減税の代替財源以前に、歳入規模の拡充が必要なことは明らかです。

問題は新たな歳入をどのように調達するのかという財源選択です。この点で軽視できないのは有権者に受けの悪い増税は封印し、国民に引き受け義務があるわけではなく、痛みを自覚しにくい国債をラスト・リゾートにする構図です。そして、こうした国債依存を助長しているのがMMT（現代貨幣理論）です。

国債をめぐるMMTは一言で言うと、自国通貨発行権を持つ国は、隨時、通貨を発行して国債の償還に必要な原資を得られるから、債務過多で破産することはなく、インフレ懸念を除くと国債増発に制約はない、という見解です。

しかし、今の日本で国債に関して着目すべきなのは債務過多で国が破産するかどうかではなく、国債費（利払い費+償還費）の急増が基礎的財政需要の充足を阻んでいる危機的な財政状況です。2026年度の一般会計概算要求によると、国債費は32.4兆円です。これは80兆円程度と見込まれる来年度税

収合計の約4割、厚労省予算要求額（34.8兆円）に匹敵すると同時に、消費税収を上回る規模です。これを見ても国債費が甚大な財政負担となっており、この先の長期金利の上昇を見越せば、増発の余地は乏しく、むしろ計画的な償還によって、国債費の財政負担を軽減する必要に迫られています。

では、増税は無理なのかですが、細かな議論は省いて、GDP比の税収の国際比較を見ておきます。財務省が作成した「これから日本のために財政を考える」（2025年4月）によると、GDP対比で見た日本の税収（21.2%）はG7のなかで最も少なく、首位のデンマーク（42.2%）の半分です。つまり、経済力を表すGDPとの対比で日本には増税余力が相当あると考えられます。問題は増税一般が良いか悪いかではなく、「増税すべきはどういう税目か」です。

### なぜ富裕税なのか－新しい応益説からの論証－

これまで、累進課税など富裕層に重課する税制の根拠は応能負担の原則から説明されてきました。確かに応能説は多くの国民が抱く公平感にマッチしています。しかし、リバタリアニズム（自由原理主義）の側からは、機会の不平等は問題だが結果の不平等は問題にならない、自分の努力で築いた財産に重課するのは努力に対して罰金をかけるようなものだという反発が起こるのが常です。

これについて17世紀の哲学者トマス・ホーリーは、臣民は防衛・防犯・財産権の保護といった形で国家から等しく庇護を受けている、税金はそうした国家の庇護に対する臣民の見返りの義務であると説き、人頭税が公平な課税だと主張しました。これが応能説と対比される応益説の源流です。

しかし、ルソーやアダム・スミスが鋭く指摘したように、当時も今もすべての国民が国家から平等な保護を受けているわけではありません。現代の日本で言えば、表1からわかるように、株式等譲渡所得等は上位4.1%が納税総所得の81.4%を得、配当所得は上位2.5%が総所得の58.3%を得ています。このように富裕層に集中した金融所得が累進課

税から除外され、20%という低い税率で課税されていることが富裕層に資産が集中する有力な要因となっています。その一方で、消費税は所得税非課税世帯にも同じ税率で課税されています。

表1 所得の種類別に見た1億円超の納税者への集中度(2022年分)  
単位：人／億円

	給与所得	配当所得	分離長期譲渡所得	株式等譲渡所得等
人員(シェア)	20,358 (0.5%)	11,274 (2.5%)	11,157 (3.6%)	9,625 (4.1%)
合計金額(シェア)	13,942 (7.1%)	6,037 (58.3%)	21,929 (7.0%)	43,142 (81.4%)
1人平均	0.68	5.35	4.49	4.48

国税庁「申告所得税標本調査－調査結果報告－」2023年分、第1表 総括表より作成。

しかも、日本以外のG7諸国では、金融所得は分離課税であっても定率ではなく段階的に高くなる税率で課税されたり、総合課税に組み入れられたりしています。また、一律分離課税であってもドイツの税率は26.4%です。ここからも日本の富裕層の富は税制の恩典に与った部分が極めて大きいと言えます。

しかし、富裕層に集中しているのは金融所得だけではありません。保有資産最上位1%の世帯が保有する資産の内訳と集中度を見ると、表2からわかるように、1世帯平均の純金融資産は7,400万円ですが、住宅・宅地は3億495万円で不動産保有の多寡が資産格差の最大の要因になっています。また、全世帯の保有額に占める集中度で見ると、最上位1%の世帯は非居住用住宅・宅地の36%を保有しています。

表2 保有資産額最上位1%の世帯の保有資産の内訳と集中度

	純金融資産	住宅・宅地		純資産総額
		居住用	非居住用	
1世帯平均	7,400万円	18,586万円	11,908万円	37,894万円
集中度	9.0%	11.1%	35.8%	13.4%

総務省統計局『2019年全国家計構造調査』表4-21-2より作成。

ここで留意しなければならないのは潤沢な購買力で不動産を買い漁る富裕層の行動が負の外部効果をもたらしているという点です。それは私が執筆した『富裕税入門』第2章(61頁)で紹介した晴海フラッグの例のように、公共交通網の整備で地価が上昇したエリアの高級タワー・マンション等を富裕層が投資目的で買い進めた結果、地価の上昇が波状的に延伸して家賃の上昇ももたらし、低・中所得層の居住費を増加させているという現実です。

このように富裕層が国家や公共投資から得る特恵あるいは富裕層の投資行動の負の外部効果に着目して富裕層課税を正当化する租税思想を私は「現代的

応益説」と呼ぶことにしました。

## 富裕税の制度設計と公的相続システム

では、富裕税の採用でどれくらいの税収を見込めるのかですが、表3で示したような課税対象世帯、累進税率、基礎控除を想定して、2019年時点のデータをベースに概算しますと、およそ9.5兆円となります。

表3 富裕税の制度設計私案

課税対象	対象世帯数	1世帯平均保有純資産	基礎控除	適用税率	税収概算
最上位1%	約50万	3.8億円	4,000万円	3%	5.1兆円
最上位2~5%	約202万	1.4億円	3,000万円	2%	4.4兆円

出所：表2と同じ。

こうした税負担は過重ではないかという疑問があるかも知れません。しかし、富裕税はいずれやってくる相続税の暦年源泉課税にあたると考えれば、富裕税と相続税は負担の後先の違いと言えます。

ピケティは富裕税と相続税の類縁性に着目して、これらの税収を「みんなの遺産」とみなし、これを原資にして、25歳になったすべての国民に最低相続額を分配する公的相続システムを提倡しています(トマ・ピケティ／広野和美訳『平等についての小さな歴史』2024年、みすず書房、140頁)。富裕税の根拠と富裕税収の使途を繋いで説明するピケティの見解は非常に明快で理にかなったものと思われます。

## 「財産債務調書」は富裕税施行の有力なインフラ

最後の問題は富裕税施行のインフラ整備についてです。内外で成功例がない富裕税を日本で導入できるのか、課税逃れのための富裕層の海外逃避を招くのではないかといった懐疑的な見方が絶えません。これに応答する資料として私が注目しているのは各国の税務当局による非居住者の口座情報の交換制度と「財産債務調書」です。

『国税庁レポート』2025年版(46頁)によりますと、国税庁は2023年度中に78,801件、金額にして125.2兆円相当の財産債務調書を受領しています。この調書は各種所得の合計が2,000万円を超え、かつ3億円以上の財産を保有している者等に提出義務を課す法定調書です。期限内に提出しない者、記載漏れがあった者には5%の過少申告税が加算されます。こうした実績から考えて、この「財産債務調書」は富裕税を導入した時、そのための有力な課税資料になるものと考えられます。富裕税はこの程度までスタンバイになっているのです。

# 富裕税導入の国際的な潮流とその背景

公正な税制を求める市民連絡会幹事 合田 寛



## 富裕税の「青写真」

きっかけはG20サミットの議長国であったブラジルのルラ大統領の呼びかけに応じて、フランスの経済学者ガブリエル・ズックマン氏が提出した富裕税の「青写真」にあります。「青写真」は10億ドル（約1500億円）超の資産を持つ超富裕者（ビリオネア）に対して、所有する富に最低2%の税率で課税する富裕税を提案しています。

昨年ブラジルで開かれたG20サミットでは、この提案を踏まえた「リオデジャネイロ宣言」が採択され、国際社会が取り組むべき目標として掲げられました。

「宣言」は個人に対する富裕税だけでなく、多国籍企業に対する課税を含め、国際協力を強めることを通じて、税制全体を累進的で公正なものにすることを呼びかけています。

一方、国連では公正な課税のための国際協力に関する条約作りが始まっています。

これまで国際的な税に関するルールは、先進国グループであるOECDを舞台にして作られてきたために、新興国や途上国から、先進国優位で、富裕者や多国籍企業を優遇するものとの批判を招いていました。

そんな中で国際的な税のルールはすべての国が参加する国連で作られるべきとの声が高まり、2022年末の国連総会における全会一致採択を経て、「国連枠組み条約」採択に向けた協議が開始されました。

「国連枠組み条約」は、租税に関する共通の原則やルールを定め、それによって各国が安定的な財源を確保し、貧困と不平等、気候変動への対処などを含め、世界が直面する地球的規模の課題に取り組むことを可能にする条約です。

条約に盛り込まれる内容は、富裕層への課税の強化、多国籍企業に対する課税、課税権の関係国への公正な配分、タックスヘイブンを利用した租税回避への

の対応などが検討されています。

なお、これより先だって、国連の経済社会理事会のもとにある専門家委員会では、富裕税の具体的な設計に関する審議が行われてきました。その内容は今年始め、「富裕・連帯税に関する国連ハンドブック」として公表されました。

## なぜいま富裕税か

なぜいま、富裕税をめぐる議論が高まっているのでしょうか。その背景には極端な富の集中と格差の拡大があります。今世紀初めに100兆ドル程度であった世界の富は2024年には500兆ドル近くへと5倍近くに膨れています。

急膨張する富はますます超富裕層に集中する傾向にあります。過去40年間に超富裕者（ビリオネア）の富は年平均7.1%の速さで伸びていますが、この間の所得の年平均の伸びは1.3%でした。富の急増と超富裕者への集中が明らかです。

その結果、富の所有は極端に不平等となっています。世界の富のうち、上位10%が76%を所有している一方、下位50%の所有はわずか2%と、極端な富の格差がもたらされているのです。

日本も例外ではありません。富の大きさは米国、中国に次いで世界第3位、ミリオネア（資産100万ドル超）の人数は270万人以上にのぼり、世界第4位となっています。

富はなぜ増え続け、少数の富裕者の集中するのでしょうか。超富裕者は多くの場合、巨大企業の主要株主です。巨大企業が生み出した巨額の利益は、配当や自社株買いなどの株主還元によって、大株主に流入する仕組みが、富の集中の大元にあります。

それに加え、富裕層の税負担は極端に低く、平均的な所得層の税負担を下回る逆進構造となっています。

富が増え続け集中する仕組みを無くすもっとも有効な手段として、富裕税は期待されているのです。

# 富裕税の可能性を考える

米国税理士 成田 元男



2024年6月、カリフォルニア大学バークレー校のガブリエル・ズックマン教授は、超富裕層への課税を国際的に効率化するための提言をまとめたペーパー 'For a Coordinated Minimum Effective Taxation Standard for Ultra-High-Net-Worth Individuals'を発表した。これは、同年2月のG20財務相会合で議論された課題を受け、議長国ブラジルが調査を委託したものである。G20は、過去10年以上にわたり国際税制改革を推進し、2021年には130以上の国と地域が多国籍企業に対する15%の最低法人税率を合意するなど、成果を挙げてきた。今回の提言はその延長線上にあり、法人から個人の超富裕層へと課税改革を広げる試みである。ズックマン教授は、資本主義における富の偏在拡大を問題視する『21世紀の資本』で知られるトマ・ピケティ博士の弟子にあたる。

このペーパーの特徴は、従来の「高額所得者」ではなく、資産10億ドル以上を保有する「dollar billionaire」、すなわち世界に約3,000人しか存在しない超富裕層に焦点を当てた点にある。研究によれば、1987年に世界GDPの3%だった彼らの富は、2024年には13%を超えるまでに急増し、インフレ調整後でも年平均7%の伸びを示している。一方、一般的な所得階層の富の増加率は年平均3%程度にとどまる。さらに、米国や欧州諸国のデータを分析すると、ほとんどの所得階層が税引き前所得の30~40%を税として負担しているのに対し、超富裕層のみが約22%という低い実効税率にとどまっていることが明らかになった。これは、彼らが巨大企業の株式を保有し続けることで配当やキャピタルゲイン課税を回避できるためであり、結果として所得税制が逆進的に作用していると指摘されている。GAFAMのような企業を支配する超富裕層は、配当を出さず株式を保持することで課税を先送りし、富

を加速度的に増やしているのである。こうした仕組みは、一般的な給与所得者が課税後によく資産を増やす構造と対照的であり、格差拡大の主要因となっている。

この状況を踏まえ、ズックマン教授は「富の2%最低課税」を提案する。これは従来の富裕税とは異なり、既に所得税として富の2%以上を納めている場合には追加負担はなく、2%未満しか納めていない場合に限り、補完的に課税される仕組みである。試算では年間2,000億~2,500億ドルの追加税収が見込まれ、超富裕層の実効税率は22%から39%へと上昇し、一般納税者と同水準に近づく。その上で、租税回避や資産隠しを防ぐためには国際協調が不可欠であり、各国が同一基準を導入し、資産明細を自己申告させて情報交換する仕組みが重要と指摘している。国際的な枠組みを整えることで、移住による課税逃れや資産隠匿のリスクを抑え、制度の実効性を確保するためである。

もっとも、この提言には課題も多い。世界でわずか3,000人のみを対象とする税制の妥当性、独裁者など特定の富裕層が対象外となる点、未実現利益への課税の是非など反論が予想される。しかし、多国籍企業への最低法人税率が国際的合意に至った前例を踏まえれば、議論を重ねることで実現可能性はあるはずである。ズックマン教授の提言は、富の偏在が社会の安定を脅かす可能性を直視し、世界経済の健全性を守るために挑戦である。超富裕層課税の提言は、単なる財源確保策ではなく、社会的公正と経済的安定を両立させるための国際的な試みであり、今後の世界的な政策議論の大きなテーマと考えられる。現在の世界の所得税制は、累進性において不十分であることが明らかとなり、その有力な具体的な解決案が示されたという、大きな意義を持つ。我が国も、世界市民の一員として、この議論に参加すべきであろう。

# 相続税の補完税としての 富裕税導入を

税理士／当会幹事 近藤 克彦



## 富の再分配はなされているか？

税によって適切に再分配を行うためには、

- ①「所得の再分配」のための所得税だけでなく、
- ②「資産の再分配」のための相続税が機能していることが必要である。しかしながら、特に相続税においては、資産の再分配の役割を十分に果たしているかどうか、疑問符が付く。

野村證券の試算によると、日本の富裕層・超富裕層が保有する純金融資産の総額は、約469兆円とされているが（2025年2月）、他方、相続税の税収はわずか3兆5523億円（2024年）にすぎない（もちろんその中には、純資産が3,60万円程度の相続人に対して課税されたものも含まれる）。

相続税によって「財産の間引き」を行わない限り、富裕層が持つ財産は世代を超えて受け継がれ、複利計算の原理により雪だるま式に膨れ上がる。そして彼らは、やがて政治をも牛耳るようになる。

これを回避するためには、まずは相続税の累進税率をアップする必要がある。が、それだけで資産の再分配が効率よく行えるか、というと、おそらく不可能である。なぜならそれは相続税がある宿命を抱えているからだ。

## 相続税の宿命

人間というのは、ある程度の年齢になると、だいたいの余命というものが見えてくる。これが相続税の宿命である。つまり高齢となった金持ちの多くは、お迎えが来るのを見計らって、相続税対策をすることができてしまうのである（もちろん、法定相続人らが「そろそろ相続税対策をさせよう」と考える場合もある）。

この相続税対策の手法はそれこそ無数にあって、自分の子供や孫に毎年110万円ずつ贈与してみたり、自分の敷地内に「お稲荷さん」の祠を建てて

みたりする（礼拝施設として、敷地も含めて非課税になるため）。またオーナー社長の相続税対策としては、自社株の相続時における評価額を引き下げるために、本人が死亡する直前に会社を退職し、巨額の退職金を会社から引き出すといったことも数多く行われている。万全の対策を持って臨めば、相続税額は大幅に減らすことが可能になる。

## だから、富裕税が必要だ

では、相続税ではなく（あるいは相続税の補完として）、毎年、彼の資産に対して課税したらどうであろうか？ これが富裕税構想である。

自分の死が身近でないときは、「もし自分が子や孫に財産を配り終えたら、『リア王』のように、みんな私のことを邪険にするのではないか？」という恐怖のほうが相続税対策よりも切実であるし、オーナー社長も自社株の評価額を下げるために、会社から毎年退職金を受け取るわけにはいかない。

つまり財産評価と課税が毎年行われる富裕税であれば、上記のような租税回避行動を毎年起こそうとしても限界がある。だからこそ富の再分配のためには、毎年課税する富裕税が必要なのである。

## 富裕税批判に答える

もちろん、この富裕税構想についての批判は、非常に多い。一例を挙げれば

「美術品とか、どうやって評価するの？」

「不動産しか持っていない人だと、納税できないんじゃない？」

「そんな、富裕税なんて導入したら、富裕層はみんな海外に逃げちゃうよ」

といったものであるが、残念ながらあと4行しか紙幅がない。興味がある方は、『富裕税入門（明石書店）』をご購入の上、第3章をご一読されたい。絶賛在庫中である。

## <書籍紹介>

### 『なぜ資産に課税しないのか 富裕税入門—富の格差是正のために』

編著者：宇都宮健児・醍醐總 著者：合田寛・近藤克彦・成田元男・三木義一 出版社：明石出版 （西暦）2025年8月

本書は、当連絡会の幹事であり、執筆者の1人でもある近藤克彦税理士により、日本においても富裕税が必要であること、そして富裕税の導入が不可能ではないことを市民に訴える本を出したいという呼びかけにより誕生した。グローバリズムの進行によって、所得格差を凌駕する規模で富の格差が広がる中、国外においては格差拡大に歯止めをかける手段として富裕税に関心が高まっているが、わが国の関心はまだまだであり、税制改革の俎上に上るには至っていない。資本主義社会においては、富の格差拡大は必然であり、市場（マーケット）はそれを是正する機能を有していないことから、税制こそが富の格差拡大を是正し、社会の公正な発展と人々の平穏な生活を実現できるように役立てられるべきであると執筆者たちは考えている。また、富裕者に富裕税という形で税負担を求めるのは、富裕者にとっても安全な社会を実現するためであると執筆者たちは考えている。格差是正に関心のある読者にとって必読の書である。

（書評：広瀬隆）



### 『負債論 貨幣と暴力の五〇〇〇年』

著者：デヴィッド・グレーバー 訳者：酒井 隆史、高祖 岩三郎、佐々木 夏子 出版社：以文社 （西暦）2016年11月

2020年刊行の「ブルシット・ジョブ——クソどうでもいい仕事の理論」で一躍名を馳せた著者の、その一つ前の著作で、2016年に出版された訳書です。ブルシット・ジョブと違ってデジタルでは売っていないのは、848頁と倍の厚さになっていて、ソフトカバーなのに自力で立つような大部な書籍で、定価も6,000円を超えていたためか、余り売れなかったのかなどと思ってしまうのですが、個人的には、グレーバーの最重要著作のように思っています。特に、2つの点、(1)貨幣の起源が、物物交換ではなく、信用にあること(つまり、いわゆる商品貨幣論ではなく、信用貨幣論にあること)、また、(2)債務の返済という観念が長年人類を縛ってきた強力な倫理となっていることに対する疑惑、その実証的な検討は、30年の不況下にある日本においてこそ多くの市民に認識されるべきだと思いました。

（書評：本田正男）

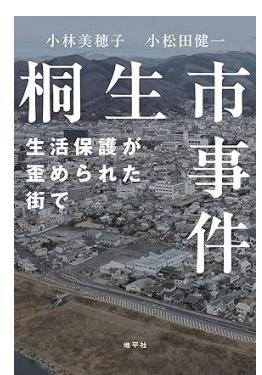


### 『桐生市事件 生活保護が歪められた街で』

著者：小林美穂子・小松田健一 出版社：地平社 （西暦）2025年3月

本の帯で「困窮する市民をハローワークに日参させ、千円札を手渡し。罵声を浴びせかける水際作戦。捺印を捏造する大量の印鑑」。桐生市は生活保護の不正・不法のデパート。ボル・ゴーギャンの名画「我々はどこから来たのか 我々は何者か 我々はどこへ行くのか」にもじって言えば「桐生市の不正・不法はいつどうしてはじめたのか 桐生市は何をしたかったのか 桐生市はどうしていくのか」。市の是正改善措置状況によると「保護費は月内に満額支給します」「勝手に人のハンコは押印しません」「扶養義務者本人に記載してもらうことにします」、当たり前がどうしてできなかったのか?桐生市の生活保護件数は過去10年間で半減。生活保護の不正受給は金額ベースで0.4%、件数ベースで1.4%。推定値ですが生活保護捕捉率はイギリス・フランスは90%、日本は20%の方を問題にすべきだと「普通」に思う。生活保護は憲法で保障された国民の権利です。その権利を侵害する事は国・自治体に許されません。読了後再認識させられました。

（書評：那須淑夫）



## 【最近の活動のご報告】

次のとおり、学習会を開催しました。

- 令和7年9月28日（日） リアル＆オンライン公開シンポジウム「富裕税入門」出版記念集会『今こそ富裕税が必要だ！資産に課税せよ！！』
- 令和7年11月8日（土） オンライン学習会「社会保障を支える財源『税と社会保険料』はどうあるべきか～人口減少が進む社会の社会保障の普遍性を強化するために～」 講師：諸富徹さん（京都大学公共政策大学院教授）

## 【編集後記】

本号は、令和7年9月28日（日）に開催された公開シンポジウム「富裕税入門」出版記念集会『今こそ富裕税が必要だ！資産に課税せよ！！』において発表された内容を中心に編集された。拡大する資産格差に歯止めをかける強力な手段としての富裕税について、多くの示唆に富む最新の研究成果が提示され、熱い議論が交わされた。ぜひ本号をご一読いただき、資産格差の是正とあるべき公正な税制について思いを馳せていただければと思う。

さて、国内の状況に目を転じると、円安による輸入コストの上昇や、世界的な原材料価格の高騰などを原因とするインフレーションが急速に進行し、わが国の低所得・低資産層の生活を直撃している。特に、年金や貯蓄に頼る高齢者にとっては、食料品や光熱費などの生活必需品が家計の大きな割合を占めるため、これらの価格高騰が年金支給額や保有資産が少ない高齢者の生活を圧迫している。年金額は物価や賃金の変動に応じて毎年改定されるが、現在のような物価高騰局面では、マクロ経済スライドにより、本来の上昇率から一定の調整率が差し引かれるため、高齢者が受給できる年金額の実質的な価値は目減りしていくことになる。

一方、PGF生命の調査により、2025年に60歳を迎える還暦人の50%が貯蓄額500万円未満であり、また、30%が貯蓄額100万円未満であるという衝撃的事実が明らかになった。これでは、近未来にインフレがさらに急激に進行した場合、あっという間に多くの高齢者の貯金が枯渇し、貧困と日々直面する生活を送る可能性があり、また、餓死・孤立死・自殺なども頻発するのではないだろうか。研究者によると、わが国の生活保護捕捉率（生活保護を利用する権利がある人のうち、現に利用できている人が占める割合）は15～20%程度であり、現在のインフレ局面においては、特に高齢者の捕捉率を100%に近づけることが急務であると思われる。



しかし、国の腰は重く、生活保護基準を引き上げるどころか、さらに引下げることも予定されているという。このままではわが国の多くの高齢者は地獄を見ることになるのではないだろうか。高齢者の生活は高齢者以外の市民の未来の姿である。人間の尊厳と社会保障のあり方について、思いは尽きない。

（広瀬隆）

## 個人会員・団体会員を募集中！

社会保障の充実、不公正税制の是正、所得再分配の強化、税制の透明化に向けて、取り組みを進めています。

入会された方には学習会のご案内など差し上げます。

### 【入会方法】

当会ホームページ（右QRコード）から



入会申込書を印刷し、ご記入の上、

FAX（048-866-0425）して下さい。

### 【年会費】

・団体 1口 1万円 ・個人 1口 2千円 ・学生 5百円

### 【振込先】

ゆうちょ銀行 口座名義：公正な税制を求める市民連絡会

### 【ゆうちょ銀行から振込みの場合】

記号番号：10160-446381

### 【他行から振込みの場合】

ゼロイチハチ（018）支店 普通預金 口座番号：0044638